

仙島水道航行安全規約

仙島水道航行安全対策委員会

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、船舶の航行が過密となっている徳山下松港仙島水道及びこれに関連する海域における船舶の航行及び大型船の離着岸操船に対する安全の確保並びに事故の防止を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

この規約において「大型船」とは、10,000重量トン以上の船舶をいう。

- この規約において「徳山西航路」とは、徳山下松港徳山第3号灯浮標から富田航路第17号灯浮標までの灯浮標により示された水域をいう。
- この規約において「富田航路」とは、富田航路第3号灯浮標から同第17号灯浮標までの灯浮標により示された水域をいう。
- この規約において「委員会」とは、仙島水道及びこれに関連する海域における船舶交通の安全を図るため設置された仙島水道航行安全対策委員会をいう。

第3条 (適用水域)

本規約は、徳山西航路、富田航路及び富田航路第3号灯浮標西方1,000mまでの同航路における船舶の出入経路に沿った水域について適用する。

第4条 (適用船舶)

本規約は、次条に掲げる岸橋に着岸、若しくは岸橋を離岸する大型船に対して適用する。ただし、本規約第20条の規定は、適用水域を航行する100総トン以上の船舶にも適用する。

第2章 大型船の自主規制

第5条 (着岸基準)

最大着岸船舶は次のとおりとする。

岸 橋 名	船型 (D/W)	全長 (LOA)	喫水
トクヤマ徳山5号岸橋	50,000 トン	193m	11.00m
トクヤマ南陽7号岸橋	38,000 トン	181m	10.00m
東ソー原塩岸橋	50,249 トン	190m	10.50m
東ソー雑貨1号岸橋	31,700 トン	169m	8.10m
東ソーセメント2号岸橋	21,800 トン	164m	9.34m

第6条 (余裕水深 : bottom clearance)

大型船は、海図々載水深を基準とし、少なくとも喫水の10%の余裕水深の確保を確認して運航しなければならない。また、可能な限り満潮時に適用水域を航行するよう努めるものとする。

第7条（離着棧中止基準）

次の各号に掲げる要件に該当する場合は、原則として離着棧作業を行ってはならない。

① 平均風速 10m/sec 以上。

但し、トクヤマ徳山5号棧橋におけるクリンカー出荷船は、平均風速 8 m/sec を超えたときとする。また、同棧橋における 3.8 万 DWT クリンカー出荷船（出船右舷着棧）の入港時は、平均風速 6 m/sec を超えたときとする。

② 視界 1000m以下。

③ その他、大型船船長又は水先人が危険であると判断したとき。

第8条（水先人）

大型船は、水先人のきょう導により運航しなければならない。

第9条（離着棧の時間）

離着棧作業は、日出より日没の間に行うものとする。ただし、水先人の同意が得られた場合は、薄明・薄暮を利用して離着棧作業を行うことができる。

なお本件の薄明・薄暮は日出・日没の各々約 30 分前後とする。

第10条（入出港経路）

各棧橋の入出港経路は次のとおりとする。

棧橋名	入出港経路
トクヤマ徳山5号棧橋	徳山西航路を経て着棧し、荷役後、同航路を経て出港
トクヤマ南陽7号棧橋	徳山西航路を経て着棧し、荷役後、同航路を経て出港
東ソー原塩棧橋	富田航路を経て着棧し、荷役後、徳山西航路を経て出港
東ソー雑貨1号棧橋	富田航路を経て着棧し、荷役後、同航路を経て出港
東ソーセメント2号棧橋	富田航路を経て着棧し、荷役後、同航路を経て出港

第11条（曳船）

離着棧に使用する曳船は 2,000PS 級以上とし、適用水域において 2 隻を配備しなければならない。この時、船長又は水先人の状況判断に従い、要請があれば 3 隻を配備できるものとする。ただし、トクヤマ徳山5号棧橋における 3.8 万 DWT クリンカー出荷船（出船右舷着棧）については、3,400PS 以上の曳船を入港時は 3 隻、出港時は 2 隻配備する。

なお、曳船の運用方法については次のとおりとする。

① 曳船配備

富田航路第3号灯浮標から徳山下松港徳山第 5号・6号灯浮標間の適用水域においてはタグラインを係止したままで、常時曳船による操船支援が可能な状態とし、必要時直ちに対応できるよう曳船に詳細な指示を与えておかなければならない。

② 曳船基準

規約による隻数・馬力を有する曳船数に加え、内海水先区水先人会基準に適合する基準を遵守するものとする。

第12条（警戒船）

警戒船は、大型船が適用水域を航行する場合には、入出港時、各々2隻（速力14ノット以上）を配備しなければならない。

なお、警戒船の運用方法については次のとおりとする。

- ① 警戒船は『警戒船』と明示した表示板若しくは横断幕と黄色閃光灯1個とを設備し、緑色若しくは黄色『吹流し』を掲げ、その目的が大型船、曳船及び他船に認識できるようにする。
- ② 警戒船と大型船及び曳船との連絡は『パイロット・チャンネル』のトランシーバーを使用する。
- ③ 警戒船は、大型船が離棧する10分前若しくは着棧のため適用水域に入域する10分前に別図に示す標識を掲げたうえで、所定の場所に配備しておくものとする。この場合にあつて、大型船船長及び水先人にその旨を連絡するとともに周辺海域の状況を報告する。
- ④ 警戒船は、船長又は水先人の指示を受けて前方・後方・側方の他船に対し、一時待機、針路変更、錨地移動の要請等を行うほか、周囲の状況、大型船の運航に関連する状況の変化等を逐次船長等に連絡してその指示に従う。
- ⑤ 他船が警戒船の要請に応じず大型船の航行の安全に支障のある場合、警戒船は海上保安部に適切な措置を要請する。
- ⑥ 警戒船と他船との連絡は、『ハンドマイク』又は『手旗』を用いて行う。

第13条（緊急時・異変時の連絡）

大型船の緊急時・異変時の連絡は、徳山下松港ポートラジオ局等を利用して次のとおりとする。

大型船 ⇒ 徳山下松港ポートラジオ局 ⇒ 徳山海上保安部
⇒ 代理店 ⇒ (株)トクヤマ
⇒ 代理店 ⇒ 東ソー(株)

第14条（大型船への周知）

(株)トクヤマ及び東ソー(株)は、大型船を当該棧橋に着棧させる場合、事前に商社・船社等を通じ、大型船船長に当該規約を周知しなければならない。また、水先人は乗船時 PILOT INFORMATION CARD を手交し、大型船船長と操船等の意見交換を為し当該規約の認識を深めるものとする。

さらに、出港時にあつては、別添のチェックリストを作成し、安全航行に資するものとする。

第15条（個別に講ずるべき措置）

第5条に掲げる棧橋において個別に講ずるべき措置は、次のとおりとする。ただし、危険物積載船の離着棧については、別途徳山下松港長から承認を受けている安全対策に準拠する。

- ① トクヤマ徳山5号棧橋
 - イ 入港時の喫水は11.0m以下とすること。
 - ロ 出港時の喫水は8.5m以下とすること。
 - ハ 離着棧時、対岸の三井化学(株)徳山分工場の小型タンカーバースに着棧船のないことを確認すること。
- ② トクヤマ徳山5号棧橋（3.8万DWTクリンカー出荷船（出船右舷着棧）に限る。）
 - イ 入港時の喫水は6.5m以下（潮位2.0m以上確保）とすること。
 - ロ 出港時の喫水は10.0m以下（潮位1.0m以上確保）とすること。

ハ 離着棧時、対岸の三井化学(株)徳山分工場の小型タンカーバースに着棧船のないことを確認すること。

ニ 現場において規定の喫水であることを、曳船等を活用し確認すること。

③ トクヤマ南陽7号棧橋

出港時の喫水は10.0m以下とすること。

④ 東ソー原塩棧橋

入港時の喫水は10.5m以下とすること。

⑤ 東ソー雑貨1号棧橋

全長130m以上の大型船を離着棧させる場合、対岸の原石棧橋(西)及びセメント1号棧橋は着棧船のない状態にすること。

第16条(港内における速力)

大型船船長及び水先人は、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。ただし、富田航路における速力及び富田航路第17号灯浮標を航過し直進体勢となるまでの水域における速力は6ノット以下とする。

第17条(操船要領)

出港時における操船要領は別図によるものとする。

トクヤマ徳山5号棧橋における3.8万DWTクリンカー出荷船(出船右舷着棧)の入港時における操船要領は、別図によるものとする。(別図参照)

第18条(内航大型船に対する特例措置)

第8条、第9条、第11条及び第12条の規定は、委員会が内航大型船の航行において安全と認められた場合に限り、同大型船に対する適用を免除若しくは軽減することができる。(委員会で定める内航大型船は、トクヤマ徳山5号棧橋、トクヤマ南陽7号棧橋及び東ソー原塩棧橋における1.2万DWT級内航船とし、第8条、第9条及び第11条の規定を免除、あるいは、軽減している。)

第3章 運航調整

第19条(連絡体制)

大型船の動静に関する関係者間の連絡体系は次のとおりとする。

- ① (株)トクヤマ又は東ソー(株)は、適用される大型船の入出港予定を徳山下松港ポートラジオ局に通知し、同局はこれを受けて(株)トクヤマ、東ソー(株)及び日鉄ステンレス(株)3社のうち、該当会社以外の2社並びに港湾管理者(山口県周南港湾管理事務所)及び出光興産(株)に対し、それぞれ連絡をする。
- ② 上記の港湾管理者を除く4社は各々傘下の内航船社、船舶代理店に大型船離着棧予定を周知する。
- ③ 内航船社及び船舶代理店は関連する100総トン以上の船舶にその旨通知する。
- ④ 徳山下松港ポートラジオ局は、大型船動静をすべて掌握し、予定に変更があった場合は、逐次、上記の4社に通知することとする。
- ⑤ 徳山下松港ポートラジオ局は、大型船が第5条に掲げる棧橋に着棧若しくは棧橋を離棧する各々1時間前に、動静放送を実施するものとする。また、その後変更があった場合も同様とする。

第20条(大型船と付近通航船舶との関係)

大型船が適用水域を航行する場合において、前条に掲げる企業の傘下船舶は、次のとおり大

型船の航行に協力するものとする。

- ① 適用水域外で待機し、若しくは適用水域外に出て大型船の航行を優先する。
- ② 警戒船が第12条第3項に定めるとおり配備されている場合は、適用水域への入域を避ける。

2 (株)トクヤマ及び東ソー(株)入出港船舶は、前項に定めるほか、次のとおり航行するものとする。

- ① (株)トクヤマへの入出港船は、できる限り晴海埠頭方面を航行する。
- ② 東ソー(株)への入出港船は、できる限り仙島水道西方面を航行する。

第21条 (旅客船との調整)

周防灘フェリー(株)は、あらかじめ委員会に運航スケジュールを提示し、委員会は徳山西航路を航行する大型船が、旅客船の入出港時間と競合しないように運航調整を図らなければならない。

なお、同社は運航スケジュールの改定があった場合は、速やかに改定時間表を委員会に提出するものとする。

第4章 雑則

第22条 (問題発生時等の措置)

本規約の運用について問題が発生した場合又は本規約を改正する場合等においては、委員長は、委員会により協議のうえ、海上保安部長の意見に基づき決定することとする。また、必要により学識経験者の意見を求めることができる。

平成 5年11月25日制定

平成12年11月21日改正

平成15年 4月 3日改正

平成16年 2月25日改正

平成16年 7月 9日改正

平成19年12月12日改正

平成26年 7月 9日改正

平成31年 3月 6日改正

令和 4年 6月24日改正

令和 5年 7月28日別図一部変更 (ただし、運用は徳山下松港徳山第3号灯浮標移設完了日とする)